

せいかつほご
生活保護のしおり

生活保護制度の概要を説明したものです



ふじみ野市 PR 大使『ふじみん』

あなたの担当ケースワーカーは _____ です。

あなたの地区の民生委員は _____ さんです。

生活保護のしおりに基づき _____ 年 _____ 月 _____ 日に説明を受けました。

氏 名 _____ 印

※自署の場合には、押印不要です。

生活保護とは

生活しているうちに、病気やケガにより働けなくなったり、働き手が死亡したりして生活に困ることがあります。

生活保護は、このように生活に困っている方に対して、国民の生存権の保障を規定した憲法第25条の理念に基づき、最低限度の生活を保障するとともに、御自身で生活を支えられるように支援することを目的とした制度です。

この制度は、生活保護法（以下「法」という。）に基づいて行われます。

〈日本国憲法 第25条〉

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

〈生活保護法 第1条〉

この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

ほご ないよう しゅるい 保護の内容と種類

保護には、次の8種類の扶助（援助）があります。

- 1) **生活扶助** 毎日の生活に必要な食費、光熱水費などの費用
- 2) **教育扶助** 義務教育に伴って必要な学用品代、給食費などの費用
- 3) **住宅扶助** 家賃・地代、住宅の修理費などの費用
- 4) **医療扶助** 病気やケガなどをした場合の医療に必要な費用
- 5) **介護扶助** 介護サービスが必要な場合の費用
- 6) **出産扶助** 出産に要する費用
- 7) **生業扶助** 高等学校への就学、技術を身に付ける、就職準備などの費用
- 8) **葬祭扶助** 死者の葬祭を行う扶養義務者がいない場合の葬儀などの費用

※このほか、継続的な就労を開始し、安定した収入を得ることで生活保護を必要としなくなった方には「就労自立給付金」を、高校卒業後に大学等への進学や就職が確実に見込まれる方には「進学・就職準備給付金」を支給する制度があります。
支給にあたっては一定の条件があります。詳しくは、福祉事務所（ケースワーカー）へお問い合わせください。



次のようなときは必要な費用の全部又は一部を支給できる場合（一時扶助）があります。それぞれ一定の条件がありますので、事前に福祉事務所（ケースワーカー）に相談してください。

- ◆借家、借間の契約更新時に、契約更新料や火災保険料などが必要なとき。
- ◆病気等のため、おむつなどを必要とするとき。
- ◆住居のない方が新たにアパートを借りる際などに、炊事用具や食器などが必要と認められるとき。
- ◆やむを得ず転居するとき。
- ◆身内の葬儀に行くとき。
- ◆職を探したり、施設に通ったりするとき。



ほご き かた 保護の決め方など

保護は原則として、世帯（暮らしをともにしている家族）を単位として、その世帯の最低生活費の額と世帯全員の収入額を比較し、不足する場合に保護が決定され、その不足する額が保護費として支給される仕組みになっています。

最低生活費

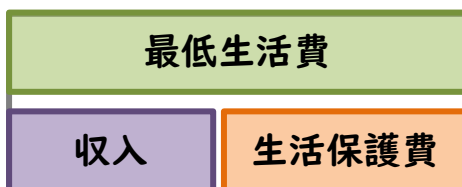
その世帯の人数、年齢、健康状態、住んでいる地域などを基に国が定めた基準により計算された1か月分の生活費です。月によって変わる場合があります。

収入

働いて得た収入、年金・手当など他の法律等により支給される金銭、親や兄弟姉妹などからの仕送り援助、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯員全員の収入を合計したものです。

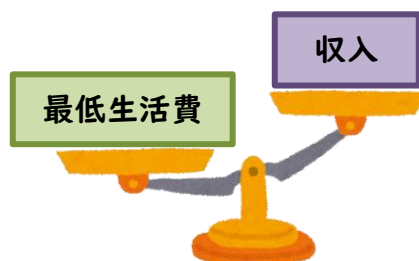
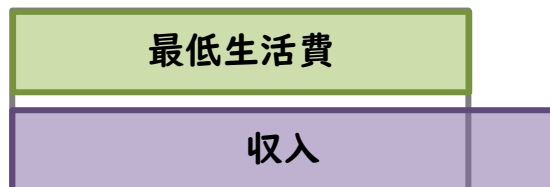
●保護が受けられる場合

（収入が最低生活費に満たないとき）



●保護が受けられない場合

（収入が最低生活費を上回るとき）



◆生活保護の申請

生活保護を受けるには、本人や家族等の生活保護の申請が必要です。申請するときは、原則、申請書に必要事項を記入し、福祉事務所に提出してください。病気などで申請の手続に来られないときは、福祉事務所（ケースワーカー）に連絡してください。

なお、マイナンバー制度の施行に伴い、生活保護の適正な決定を行うため、生活保護の申請書にはマイナンバーを記載してください。

◆保護の要件

生活保護を受けるには、次のような要件があります（保護の受給中においても同様です）。活用できるものがあるときは、活用してください。

1. 資産の活用

不動産、預貯金、生命保険、自動車などの活用できる資産は、まず生活のために活用していただくことになっています。現在お住まいの住宅や障害のため通院に必要な自動車などは、一定の条件の下にその保有を認められる場合もありますので、福祉事務所（ケースワーカー）に相談してください。土地やマンションなどの不動産を所有している方は、生活保護の受給に先立って、不動産を担保とした貸付制度の利用を優先していただく場合があります。

2. 能力の活用

年齢や健康上支障なく働ける方は、その能力に応じて働いてください。

3. 他の制度の活用

生活保護法以外の制度（年金や雇用保険など）で活用できるものは、それを活用していただきます。

◆保護に優先して行われるもの

他の法律に定める扶助（児童手当や障害者手当など）が利用できるときや、扶養義務者（親、子ども、兄弟姉妹など）からの援助を受けられるときは、それを優先します。

◆暴力団員について

暴力団員は、原則として生活保護を受給することができません。

◆決定

生活保護の申請手続をすると、福祉事務所（ケースワーカー）がお住まいや入院先の病院などを訪問し生活状況を確認するとともに、資産調査（預貯金、生命保険、不動産など）及び扶養調査を実施し、原則として14日以内（遅くとも30日以内）に、保護が必要かどうか、必要ならどの程度かなどを決定し、その内容を文書で通知します。

なお、保護費は、毎月決められた日（原則5日）に、指定された口座に振り込まれるか、市役所の窓口で支払われます。

このほか、医療費・介護費は、福祉事務所が病院等に直接支払いをします。また、状況によって家賃や給食費などについても、福祉事務所が家主や学校に直接支払いをする場合があります。

せいかつほごう かたけんり 生活保護を受けている方の権利など

保護を受けている方には、次の権利があります。

- 1) 正当な理由がないのに、生活保護費を減らされたり、生活保護を止められたりすることはありません。（法第56条）
- 2) 生活保護で受給した現金や品物には税金がかかりません。（法第57条）
- 3) 生活保護で受給した現金や品物又はこれらを受ける権利を差し押さえられることはありません。（法第58条）
- 4) 保護又は就労自立給付金もしくは進学準備給付金を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。（法第59条）

せいかつほごう かたぎむ 生活保護を受けている方の義務

1) 生活上の義務（法第60条）

働ける方は能力に応じて働き、また健康の保持・増進に努め、計画的な暮らしをするなど、生活の維持、向上に努力しなければなりません。

2) 届出の義務（法第61条）

届出を基にして保護の内容を決めます。そのため、次のような場合は、速やかに福祉事務所へ提出してください。

ア「収入申告書」による届出が必要な例

家族の誰かに収入（給与、賞与、年金、保険金、仕送り、その他全ての収入）があったとき。

※就労可能な方は、収入がない場合でも毎月、収入がない旨の届出が必要です。

※就労困難な方は、収入がない場合でも年に1度、収入がない旨の届出が必要です。

※高校生のアルバイト収入も届出が必要です。

イ「資産申告書」による届出が必要な例

不動産や動産等の資産を相続や譲渡等により取得したとき。

※資産に変化がない場合でも、年に1度、現状を届け出てください。



ウ その他「保護（変更）申請書」による届出や福祉事務所へ申告が必要な例

- ・家族の人数が変わる（出産、死亡、転入、転出など）とき。
- ・住所や家賃、地代が変わるとき、契約更新するとき。
- ・働けるようになったり働けなくなったりしたとき、仕事が変わるとき。
- ・入院したとき、退院したとき。
- ・事故（交通事故、工作中的事故など）にあったとき。
- ・しばらく家を留守にするとき、遠くに出かけるとき。
- ・その他、生活の状況が変わる（入学、卒業、休学、退学、結婚、離婚など）とき。

3) 指導・指示に従う義務（法第62条）

生活状況に応じて、適切な保護をするために、指導・指示をすることがあります。指導・指示に従わない場合は、保護が受けられなくなることがあります。

ほごひ かえ ばあい 保護費を返していただく場合

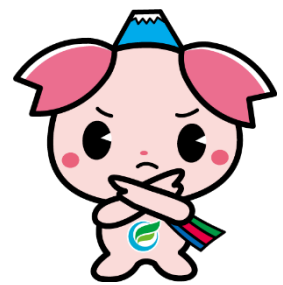
1) 保護費の返還

- ア 生活上の変化や収入の増加により、支給した保護費が結果として過大となったときは、その過大となった分を返していただいたり、次の月以降に支給される予定の保護費を減額したりします。収入額によっては一時的に保護費が支給されなくなる月もあります。
- イ 急迫した事情などのため、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合には、その受けた保護費の金額の範囲内で返していただきます。（法第63条）

2) 不正受給の費用徴収と罰則

事実と違う申請や収入を偽って申告する、意図的に申告しないなど、不正な手段により保護または就労自立給付金、進学・就職準備給付金を受けたときは、保護のために要した費用の全部又は一部を徴収するほか、加算金を徴収する場合があります。（法第78条）

また、法律により罰せられることもあります。（法第85条、刑法第246条）



ふふく 不服があるときは

申請の却下、保護の変更・停止・廃止の決定について、不服がある場合には、まず直接福祉事務所に説明を求めてください。

それでも、なお不服がある場合には、決定のあったことを知った日の翌日から3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求を行うことができます。

そうだん

相談したいときは

あなたの世帯が自分たちで暮らしを支えていくにはどうすればよいか、一緒に考え、支援していくのが福祉事務所（ケースワーカー）の仕事です。秘密は守りますので、困ったことや分からないことなどがある場合は相談してください。



家庭訪問

生活保護が開始になった場合は、福祉事務所のケースワーカー（地区担当員）が定期的に自宅を訪問し、相談に応じるとともに、生活の変化に応じて適正に保護の内容を決定するため、収入や生活状況などをお聞きします。また、自立した生活を送ることができるよう支援します。

びょういん

じゅしん

いしゃ

病院などを受診する（医者にかかる）ときは

生活保護の開始後、病気やけがで医療機関（病院・診療所・薬局など）へ行くときは、受診する前に福祉事務所で「傷病届」に必要事項を記入して提出してください。届出に基づいて受診に必要な「医療券」や「調剤券」をお渡ししますので、医療機関の窓口へ提出してください。

生活保護法による指定を受けた医療機関以外の受診はできません。また、急病などのやむを得ない場合を除き、必ず日中の診療時間内に受診してください。

1) 急病などで福祉事務所へ行けない時

受診する前に電話で福祉事務所（ケースワーカー）に相談し「いつ・どの医療機関に行くか」を連絡してください。

休日や夜間などで連絡ができないときは、生活保護の受給証を医療機関の窓口へ提示し、その後、できるだけ早く福祉事務所に連絡してください。

※受給証は、生活保護を受給していることの証明書であって、健康保険証や資格確認証の代わりではありません。

2) 各医療制度の受給者証について

生活保護の受給を開始すると、国民健康保険や後期高齢者医療の被保険者証、重度心身障害者（児）医療、こども医療、ひとり親家庭等医療は使えなくなります。保護の決定後、これらの保険者証・受給者証は、市役所の担当課に返却してください。



3) 会社などの社会保険に加入している方

会社などの社会保険の健康保険に加入している方は、医療機関の窓口で「医療券」や「調剤券」といっしょに、会社の健康保険証（マイナ保険証）や資格確認書を提出してください。本人・家族の負担分は、福祉事務所から支払います。

4) 障害者サービス受給者証・指定難病医療受給者証をお持ちの方

障害者総合支援法に基づく自立支援医療受給者証や、難病法に基づく指定難病医療受給者証は、引き続き使用してください。

各制度の範囲内でのみ医療機関を受診する場合、傷病届の提出は不要です。なお、生活保護の受給を開始すると、自己負担上限額が変更になる場合があります。

5) 次の費用は、給付できる場合がありますので、事前に福祉事務所（ケースワーカー）に相談してください。購入後などの事後の申請は、給付の対象になりません。

- ア 移送費 通院・入退院・転院などで交通費がかかるとき。
- イ 治療材料費 眼鏡やコルセットなどを必要とするとき。
- ウ 施術費 柔道整復、あんま・マッサージ、はり・きゅうなどの施術を必要とするとき。

※給付には、一部を除いて、医師による診察と同意が必要です。

6) マイナンバーカードによる「医療扶助のオンライン資格確認」

マイナンバーカードを持っている方は、医療機関などで「医療扶助のオンライン資格確認」の利用登録をすると、医療機関がオンラインで「医療券」や「調剤券」を確認することができます。利用には、「医療扶助のオンライン資格確認」の利用登録をした上で、受診の前日までに福祉事務所（ケースワーカー）に「いつ・どの医療機関に行くか」を連絡する必要があります。

7) その他の注意事項

- ・前月と同じ医療機関を受診する場合でも、月ごとに「傷病届」の提出が必要です。
- ・同じ病気で、かかりつけ医の紹介なく複数の医療機関を受診することはおやめください。
- ・受診の際には「医療券」や「調剤券」のほか、お薬手帳を活用してください。



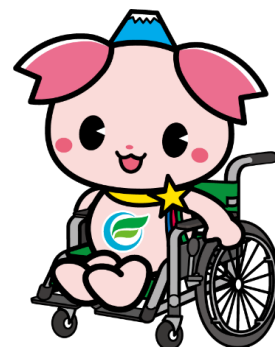
かいご ひつよう

介護が必要になったときは

介護サービスを受けるには、要介護認定などを受ける必要がありますので、福祉事務所（ケースワーカー）に相談して手続をしてください。

「介護が必要」と認定された場合、ケアマネジャー（介護支援専門員）にケアプラン（利用計画）を立ててもらい、その利用計画に基づき、福祉事務所が介護扶助の決定をします。

なお、40歳以上65歳未満の方で、障害者総合支援法による給付が受けられる場合は、障害福祉サービスの利用を優先していただきます。



げんめん

減免されます

生活保護を受けている期間は、次の減免を受けることができます。ただし、それぞれ手続が必要です。（減免は保護決定後の期間が対象となります。）

種類	手続き先
市民税 固定資産税	ふじみ野市役所 税務課
国民年金保険料	ふじみ野市役所 保険・年金課
NHK 受信料	営業所 または福祉事務所



ふじみ野市 PR 大使『ふじみん』

〒356-8501

埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号

ふじみ野市福祉事務所

(ふじみ野市役所生活福祉課)

TEL 049-262-9029 (保護1係)

TEL 049-262-9030 (保護2係)

TEL 049-262-9036 (保護3係)